

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の
一部を改正する省令案に対する意見公募要領

令和6年12月13日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電力・ガス基本政策小委員会等における議論や電気事業を取り巻く環境の変化等を踏まえて、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令を制定することとしました。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則その他の関係法令については、令和5年度に認可を行った規制料金の変更認可申請に係る審査を踏まえ、審査ルールの見直しが必要と考えられる点などについて改正を行うものです。

電気関係報告規則については、設備資金報の様式等を見直し、また自家用発電所等運転半期報による報告の電子化を踏まえ、報告先を変更するものであり、電気事業会計規則については、発電側課金の導入に伴う発電・小売電気事業営業費用明細表の見直し、グローバル・ミニマム課税の導入に伴う財務諸表の記載項目の改正等を目的としたものです。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見をくださいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令案

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

(東京都千代田区霞が関 経済産業省別館3階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年12月13日（金）～令和7年1月20日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送りください。

〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室
パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

電子メールアドレス：bz1-denryoku-calculation-O-meti.go.jp

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室パブリックコメント担当 宛て

（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

（電子メールの件名を「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の一部を改正する省令案に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則等の
一部を改正する省令案に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)	
・ 意見内容	
・ 理由 (可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)	